

# 議案参考資料

[令和3年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

税務課 土地担当  
家屋担当

## 議案名

議案第57号 桐生市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、対象施設の設置の期限を改めるものです。

## 概要

省令が改正されたことにより、課税の特例の対象となる施設の設置期限を、「基本計画の同意の日(※)から起算して5年内」から「令和5年3月31日まで」に改めます。

※ 群馬県においては、平成29年12月22日が同意の日となります。

- ・ 本条例において、対象資産に対して、最初に固定資産税を課税すべきこととなる年度以後3年度分の課税免除を行っています。

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、相当の経済効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的として制定されたもので、今回、省令が改正され、令和3年4月1日に施行されました。